

宜野湾市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和元年5月30日

宜野湾市監査委員
宮 城 豊 信
呉 屋 等

- 1 監査の期間
平成31年4月15日から令和元年5月30日まで
- 2 監査の対象
企画部
・企画政策課・市民協働推進課・秘書広報課・財政課
基地政策部
・まち未来課・西普天間跡地推進室・基地渉外課
- 3 監査の範囲
財務に関する事務の執行
・平成30年度の契約関係文書
・補助金関係文書
・備品等
- 4 監査の結果について
今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

【企画部】

○企画政策課

- 1 門前広場物件調査再算定業務委託（その3）について
当該契約は、積算根拠が明確でないまま予定価格を設定している。市財務規則第97条第2項に則り適正な事務処理に努められたい。
- 2（仮称）普天間交流拠点施設基本設計支援業務委託について
当該契約は、市財務規則第117条第2項第8号を適用し契約保証金を免除しているが、契約を履行しないおそれがないと認められる具体的根拠の確認がとれない。適正な事務処理に努められたい。

○市民協働推進課

- 1 郵便発送簿（兼切手受払簿）について
市文書取扱規程第10条様式第13号に則っていない様式で作成されている。適正な事務処理に努められたい。
- 2 人材育成交流センターめぶき空調機取替修繕契約について
当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し随意契約としているが、適用した号に錯誤がある。適正な事務処理に努められたい。
- 3 以下の契約は、積算根拠が明確でないまま予定価格を設定している。市財務規則第97条第2項に則り適正な事務処理に努められたい。
 - （1）人材育成交流センターめぶき及び男女共同参画支援センターふくふく清掃業務委託契約
 - （2）人材育成交流センターめぶき印刷機賃貸借及び保守契約
 - （3）人材育成交流センターめぶき複写機（FAX複合機）賃貸借及び保守契約
 - （4）人材育成交流センターめぶき及び男女共同参画支援センターふくふく警備業務委託契約
- 4 文書について
市文書取扱規程に基づく文書処理がされていないものが見受けられる。同規程に基づく適正な事務処理に努められたい。

○秘書広報課

- 契約保証金の適用号について

以下の契約は、契約保証金について市財務規則第117条第2項第8号を適用しているが、適用した号に錯誤がある。適正な事務処理に努められたい。

- (1) ぎのわんシティFM広報ラジオ番組委託契約
- (2) FMぎのわん広報ラジオ番組委託契約

○財政課

※ 指摘事項なし

【基地政策部】

○まち未来課

※ 指摘事項なし

○西普天間跡地推進室

※ 指摘事項なし

○基地渉外課

※ 指摘事項なし